

平成22年10月
消費者委員会事務局

生活情報体制整備等交付金の廃止の際の考え方

I 生活情報体制整備等交付金の廃止

(昭和60年度～平成16年度)

- 生活情報体制整備等交付金
 - ・消費生活情報体制整備事業
 - ・全国情報提供事業
 - ・省資源地方運動推進事業

地方6団体の提案
三位一体の改革

平成17年度

- ・国民生活センター運営費交付金に統合
- ・廃止
- ・廃止

II 交付金廃止に伴う考え方

(役割分担)

- ①情報システムの整備
→国(国民生活センター)の責務
- ②苦情相談情報の入力
→都道府県等が協力

○全国の苦情相談情報を的確・迅速に収集・提供することが国の責務であるとの考え方の下、国民生活センターは情報システムの整備として端末の一元的な整備・管理を行ない、地方公共団体は苦情相談情報の入力に協力を行なうとの役割分担が行なわれた。

○地方に協力を求める背景としては、直接入力システム(端末)の導入によって相談事案のPIO-NET登録までに要する時間短縮の実現に伴う利便性の向上があった。

○運営費交付金導入の際には、国民生活局(当時)と国民生活センターは、地方ブロック会議で地方公共団体に対して、上記の整理について説明を行なっている。

平成16年度までの予算措置

① 国民生活センター予算

- ・データベース構築
- ・メインフレームの整備

② 内閣府から都道府県等への経費を交付(消費生活情報体制整備事業6.9億円)

- ・入力のための労務費
- ・情報送信のための端末借料等

平成17年度予算

国民生活センター予算

- (左記に加え)
- ・端末の一元的な整備・管理(+6.7億円)

都道府県等への交付金は廃止

(入力システムの合理化により対応)